

道路占用料徴収条例施行規則の規定による物件の指定（平成9年岩手県告示第342号）の一部を次のように改正し、平成21年4月1日から施行する。

平成21年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前	改正後
1 上空に電線類が設置されている道路において、当該電線類を撤去し、昭和62年4月1日以降に新たに道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項の規定による道路の占用の許可（以下「占用の許可」という。）を受けて当該道路の地下に設置した、又は設置する電線類（地下に設ける電線その他の線類として占用料を徴収する電線類を除く。）及びこれらと一体不可分な物件（変圧器等の地上機器をいう。以下同じ。） 条例で定める額の6分の1に相当する額	1 上空に電線類が設置されている道路において、当該電線類を撤去し、昭和62年4月1日以降に新たに道路法（昭和27年法律第180号。 <u>以下「法」という。</u> ）第32条第1項の規定による道路の占用の許可（以下「占用の許可」という。）を受けて当該道路の地下に設置した、又は設置する電線類（地下に設ける電線その他の線類として占用料を徴収する電線類を除く。）及びこれらと一体不可分な物件（変圧器等の地上機器をいう。以下同じ。） 条例で定める額の6分の1に相当する額
2 [略]	2 [略]
3 パーソナル・ハンディホン・システム無線基地局 基地局 1基当たり <u>市部にあっては495円、町村部にあっては310円</u>	3 パーソナル・ハンディホン・システム無線基地局 <u>その他これに類する小型の無線基地局</u> 基地局1基当たり <u>条例別表に定める変圧塔その他これに類するものに係る占用料の額の10分の3に相当する額</u>
4 [略]	4 [略]
5 タクシー事業者の団体が設けるタクシー乗場に付随するベンチ及び上屋 条例で定める額の50パーセントに相当する額	5 タクシー事業者の団体が設けるタクシー乗場に付隨するベンチ及び上屋 条例別表に定めるその他のもの（法第32条第1項第1号に掲げる工作物に該当するものに限る。）に係る占用料の額の2分の1に相当する額

備考 改正部分は、下線の部分である。